

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																	
九州医療スポーツ専門学校		平成20年3月31日		赤木 恭平		〒 802-0077 (住所) 福岡県北九州市小倉北区馬借1丁目1-2 (電話) 093-531-5331																																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																	
学校法人国際志学園		昭和34年10月13日		水嶋 昭彦		〒 802-0002 (住所) 福岡県北九州市小倉北区京町3丁目9番27号4階 (電話) 093-513-5931																																	
分野		認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度																													
教育・社会福祉		社会福祉専門課程		生涯スポーツレジャー介護福祉学科		平成30(2018)年度		-		令和1(2019)年度																													
学科の目的		小さな子どもからお年寄りまで生涯にわたってサポートできるケアワーカーを養成するために、身体の動きを知って、どうアプローチしていけば良いのかを考察する能力と、それに伴う技術を修得させることを目的とする。																																					
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		調理師や保育士など他の国家資格も持つ者を講師にして、介護の専門的な知識や基本技術はもとより、より高度で専門的な知識や技術の修得も行う。日本語教師の資格を持つ教員も配置して、外国人でも安心して就学できる環境をつくる。本校を卒業することによって介護福祉士国家試験の受験資格が与えられる。																																					
修業年限		昼夜		全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義		演習		実習		実験		実技																									
2年		昼間		※単位時間、単位いずれかに記入 100 単位		58 単位		27 単位		15 単位		0 単位		0 単位																									
生徒総定員		生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率																															
120 人		59 人		52 人		88 %		2 %																															
就職等の状況		■卒業者数(C) : 22 人 ■就職希望者数(D) : 22 人 ■就職者数(E) : 22 人 ■地元就職者数(F) : 22 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 : (令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム、通所介護、通所リハビリ、病院、障害者支援施設等																																					
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無																																	
当該学科のホームページURL		https://www.kmsv.jp/ccw/																																					
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)		(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr> </table> (B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>100 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>2 単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>2 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>2 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>0 単位</td></tr> </table>										総授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	総単位数	100 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	0 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	2 単位	うち必修単位数	2 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	0 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	2 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位
総授業時数	0 単位時間																																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																																						
うち必修授業時数	単位時間																																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																																						
総単位数	100 単位																																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	0 単位																																						
うち企業等と連携した演習の単位数	2 単位																																						
うち必修単位数	2 単位																																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	0 単位																																						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	2 単位																																						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																																						
教員の属性(専任教員について記入)		<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4 人</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>3 人</td> </tr> </table>									① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人	計	4 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	3 人															
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人																																						
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																																						
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																						
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																																						
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人																																						
計	4 人																																						
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	3 人																																						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

多種多様な要介護者等に対する介護を行うためのより実践的な知識および技術を習得させるために、介護現場における企業等からの提案を受けながら、これに即した教育課程の編成を目指すことを目的に教育課程編成委員会を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校は、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業、大学等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を含む。)に活かすことを目的に学科毎に教育課程編成委員会を設置する。委員会は6月と11月の年2回の開催を原則とし、業界における人材の専門性等の動向、国または地域の産業振興の方向性、実務に必要な最新の知識・技術・技能等について審議する。委員会から提出された提言は、学科会議において協議し、教育課程に反映させるように努める。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
加藤 稔子	西九州大学(健康福祉学部准教授)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	②
北田 清美	介護老人保健施設千寿中間	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	③
二反田 俊之	住宅型有料老人ホーム(業務責任者)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	③
味村 吉浩	九州医療スポーツ専門学校(副校長)		—
桑野 幸仁	九州医療スポーツ専門学校(教務部長)		—
石橋 真由美	九州医療スポーツ専門学校 (生涯スポーツトレーナー介護福祉学科学科長)		—
宮本 明美	九州医療スポーツ専門学校 (生涯スポーツトレーナー介護福祉学科教員)		—
鄭 瑞河	九州医療スポーツ専門学校 (生涯スポーツトレーナー介護福祉学科教員)		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①~③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月)

(開催日時(実績))

令和5年度第1回 令和5年6月28日 14:00~16:00

令和5年度第2回 令和5年11月8日 14:00~16:10

令和6年度第1回 令和6年6月26日 14:00~16:00

令和6年度第2回 令和6年11月20日 14:00~16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で提起された主な意見

(令和5年度第1回)

- ①(介護総合演習Ⅰ)現在の取り組みを続けて成果を出して頂きたい。
- ②(介護の基本Ⅲ)現在の取り組みの評価ができるように精査・分析して、変化を導き出して頂きたい。
- ③(介護総合演習Ⅰ～Ⅱ)学生と実習指導者との交流において、新たに計画・実施して頂きたい。

(令和5年度第2回)

- ①(生活支援技術Ⅰ～Ⅲ)(コミュニケーション技術A)(生活支援と文化)日本語能力の見える化をすることを提案する。他教科の教員に評価してもらってはどうか。
- ②(介護総合演習Ⅰ～Ⅱ)(介護過程Ⅱ～Ⅲ)実習報告会を実施し、実習先の指導者に評価してもらってはどうか。
- ③(介護の基本Ⅰ)専門用語を学生(卒業生も含める)・教員協力のもと、用語集を作成するのはどうか。
- ④(障害の理解)(認知症の理解)(生活支援技術Ⅰ～Ⅲ)体験型(ロールプレイ)の授業を取り入れることが良いのではないのか。
- ⑤国家試験対策にて合格点に至っていない者をどうフォローしていくのか。

(令和6年度第1回)

- ①(全授業科目)既卒者の合格に向けて、卒業生の就職先などとの連携を図る。
- ②(生活援助技術Ⅰ～Ⅲ)(医療的ケアⅠ～Ⅱ)実習経験記録の構成要素の選定を行う。
- ③(介護過程)(介護総合演習)(介護実習)学科全体での実習報告会を継続する。

(令和6年度第2回)

- ①(人間の理解)(介護総合演習Ⅰ・Ⅱ)(コミュニケーション技術A)(介護過程Ⅰ)(こころとからだのしくみ)領域別に授業の工夫を行うこと。
- ②(介護総合演習Ⅰ・Ⅱ)(介護実習)(生活支援技術Ⅰ・Ⅱ)実習経験記録の構成要素の選定を行うこと。
- ③(全科目)経過措置の終了に備え、在校生・既卒者に向けて国家試験対策への取り組みを行うこと。

提起された意見に対する対応(反映させた授業科目等)

(令和5年第1回)

- ①(介護総合演習Ⅰ)(地域福祉論)前回の提言から、「介護総合演習Ⅰ」において実習経験記録を完成しており取り組んでいる。その成果を次回の委員会で報告する。課題の1～3は各教科で取り組み、次回の委員会までに成果について結果報告する。課題4、5はコロナ等の状況を踏まえながら、「介護総合演習Ⅰ」では学生と指導者との交流会、「地域福祉論」では地域交流ができるような計画を行っていく。
- ②(介護の基本Ⅲ)2年次の「介護の基本Ⅲ」において国家試験対策を行い、模擬試験等の成績の変化を見える化して分析を行う。1年次の夏期休暇に国家試験の問題を練習する予定である。取り組み前後の日本語能力および学習内容の理解度を比較することで、変化を確認する。
- ③(介護総合演習Ⅰ～Ⅱ)介護福祉士養成協会や介護福祉士の意見交換等にて、他校の取り組みについて情報収集したものを参考にする。また、実習指導者会議のあり方を検討し、学生と実習指導者が交流できるように工夫する。

(令和5年度第2回)

- ①(生活支援技術Ⅰ～Ⅲ)(コミュニケーション技術A)(生活支援と文化)共通の評価基準を作成し、他教科の教員が評価できるようにする。生活支援技術では場面を設定して演習を行う。
- ②(介護総合演習Ⅰ～Ⅱ)(介護過程Ⅱ～Ⅲ)介護総合演習では実習報告会の評価表、介護過程では介護過程発表会の評価表を作成する。
- ③(介護の基本Ⅰ)留学生各自に分からない用語をノートに書いてもらい、読み方や意味を調べてもらう。
- ④(障害の理解)(認知症の理解)(生活支援技術)「介護総合演習」「地域福祉論」で体験型の授業を取り入れて学生に興味を持ってもらうことができた。今後は「障害の理解」「認知症の理解」「生活支援技術」で体験学の授業を試みる。
- ⑤(教育課程外)授業前、放課後の課外学習に取り組む。

(令和6年度第1回)

- ①(全授業科目)就職先施設リストを作成し、施設と学科が連携を取ることができるように工夫していく。
- ②(生活支援技術Ⅰ～Ⅲ)(医療的ケアⅠ～Ⅱ)もう少し細かく構成を見直し、学科で検討し作成していく。
- ③(介護過程)(介護総合演習)(介護実習)本年12月に行う2年生の実習報告会に1年生も参加できるよう授業等の変更も含めて学科で検討し、1年生が参加できる方向で進めていく。

(令和6年度第2回)

- ①(人間の理解)(介護総合演習Ⅰ・Ⅱ)(介護実習Ⅰ・Ⅱ)(コミュニケーション技術A)(介護過程Ⅰ)(こころとからだのしくみ)1)社会的課題やイシューを取り上げ、概念の理解や意識することができるように取り組む。2)演習やロールプレイを通し、実践的に学ぶ講義を組み込む。3)実習前に介護技術の基本の理解度を測る実技試験などを取り入れる。4)グループ学習を通して、実際の場面を想定した、利用者や介護チームにおけるコミュニケーションの方法を学ぶ講義を検討する。5)事例を用いてグループワークを行い、介護過程の全体像を理解してもらう。その後、個人ワークをしながら個人差へのアプローチを行う。6)視覚教材の理容、介護の日本語力を向上させるための用語集の見直しを行う。
- ②(介護総合演習Ⅰ・Ⅱ)(介護実習)(生活支援技術Ⅰ・Ⅱ)1)7期生が1年次より実習経験記録を採用し、2年間を通し完成することができた。このデータを基に改善点を洗い出し、構成要素の選定を行うこととする。2)この科目に関しては非常勤講師が担当しているため、実習担当の専任教員と連携を取りながら、実習前に基本技術を習得できるようシラバスの内容を考え、実習先の指導者に、学校で学んでいる内容が理解できるよう構成時に工夫する。3)学生の記録についての傾向を学科教員にて話し合い、改善点を見出す。
- ③(全科目)1)就職先との連携を強化し、国家試験対策に向けて年間計画を作成、定期的に対策支援を行う。2)在校生へは、こころとからだのしくみ領域全般を模擬試験や過去問の解説、問題の解き方、問題傾向などを対象に授業内・国家試験対策の時間に実施する。3)学生に呼びかけ、時間外での学習に取り組み、学生からの質問を受けたり、開設を実施する。4)卒業時には、随時LINEなどで国家試験に関する情報を発信し、模擬試験の受験や学習室利用の声かけを行う。また、実習施設でない卒業生の就職先にもコンタクトを行う。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護老人保健施設等において介護業務に従事する介護福祉士等により、学生の技能習熟度に応じた技術指導を行うことを旨とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

介護の現場で必要となる基本的な知識や技術を理論的に学び、演習を通して実践的な知識および技術の習得へと導く。演習を通して得た学修成果は、知識については口頭試問で、技術については技能試験を実施し、連携企業の指導者および学科教員の双方において評価する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
生活支援技術Ⅱ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、生活保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の異議と活用について基礎的な知識と技術を学ぶ。	共同生活援助 かーむ

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に基づき、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」および「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」の機会を確保する。なお、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」は、介護の現場において必要となる実践的な知識および技術で、インシデントおよびアクシデントに発展しない危機管理に重点を置く。また、「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」は、教員としての自覚を持ち、より実践的な知識および技術を持つことはもちろん、倫理観念を持った介護福祉士の育成が行える指導力を向上させることを目的とする。

(2) 研修等の実績		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名: 2023年度 九州ブロック研修会	連携企業等: (公社)日本介護福祉士養成施設協会	対象: 学科専任教員2名
期間: 令和5年11月12日(日)		
内容: 介護福祉実践・教育のこれからを拓く		
研修名: 令和5年度 講師養成研修	連携企業等: (公社)福岡県介護福祉士会	対象: 学科専任教員1名
期間: 令和6年1月27日(土)・2月10日(土)		
内容: 介護福祉士の資質向上のための研修		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名: 令和5年度 第1回 教員研修会	連携企業等: 九州医療スポーツ専門学校	対象: 学科専任教員4名
期間: 令和5年6月8日(木)		
内容: こころに寄り添う対話を～カウンセリング技法を用いて～		
研修名: 令和5年度 第2回 教員研修会	連携企業等: 九州医療スポーツ専門学校	対象: 学科専任教員4名
期間: 令和5年7月14日(金)		
内容: 精神疾患・発達障害をもつ学生への対応		
研修名: 令和5年度 第3回 教員研修会	連携企業等: 九州医療スポーツ専門学校	対象: 学科専任教員4名
期間: 令和5年10月6日(金)		
内容: アクティブラーニングを含め授業法について学ぶ		
(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名: 介護講座(生活支援技術)	連携企業等: 西日本医療福祉総合センター	対象: 学科専任教員4名
期間: 令和6年8月1日(木)～10日(土)		
内容: 動画配信介護講座(口腔ケア、薬の知識、看取りについて ほか)		
研修名: 介護講座(生活支援技術)	連携企業等: 西日本医療福祉総合センター	対象: 学科専任教員2名
期間: 令和6年9月14日(土)		
内容: より良いコミュニケーションを目指して～高齢者の難聴と補聴器～		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名: 2024年度 教員研修	連携企業等: 九州医療スポーツ専門学校	対象: 学科専任教員1名
期間: 令和6年4月18日(木)～7月18日(木)		
内容: 教員の学びにより学生の満足度アップ ほか		
研修名: 2024年度 教員研修	連携企業等: 九州医療スポーツ専門学校	対象: 学科専任教員1名
期間: 令和6年8月22日(木)～令和7年2月20日(木)		
内容: 中退者防止につなげることを目標とした仕組みづくり ほか		
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係		
(1) 学校関係者評価の基本方針		
<p>学校関係者評価を推進するために、学則第30条の(7)および細則第76条に規定した「学校関係者評価委員会」を設置した。この委員会は、関係団体役職員・高等学校の校長・同窓会役員の学外関係者のみで組織し、学内組織である「自己点検・自己評価委員会」から出された点検および評価結果をもとにさまざまな方面から検討・協議することを責務とする。本校は、学校関係者評価委員会からの提言等をもとに、より良い学校を訴求していく。</p>		

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	理念・目的・育成人材像、特色、将来構想
(2)学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、処遇、意思決定、情報システム
(3)教育活動	業界ニーズ、到達レベル、カリキュラム、評価体制、評価基準、指導体制
(4)学修成果	就職率、資格取得率、退学率、社会的活動
(5)学生支援	就職・進学指導体制、相談体制、経済的支援体制、生活環境、保護者連携他
(6)教育環境	施設・設備、学外実習等、防災体制
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考基準、学納金
(8)財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
(9)法令等の遵守	設置基準、個人情報、自己評価と公開
(10)社会貢献・地域貢献	学校教育資源の活用、ボランティア活動
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で提起された意見

- ①(基準2)意思決定や承認のスピードを上げるためにDXを図るべきである。
- ②(基準2)360度評価(上司、部下、同僚など複数人の評価者で従業員を評価する手法)を取り入れるのが良いのではないか。
- ③(基準3)学校と実習先との連携をもっと図るべきである。
- ④(基準4)卒業率が低い学科もあるため、卒業率を上げるための対策を講じるべきである。
- ⑤(基準4)各学科で成績低迷者への学習対策を練る必要がある。
- ⑥(基準4)卒業後・就職後の情報等を在校生に伝えることができるシステムづくりをするべきである。
- ⑦(基準5)ミスマッチのない進路実現を目指すための取り組みが必要である。
- ⑧(基準5)歯科衛生学科の「非認知能力ベースライン調査」の効果を確認し、必要であれば他学科で取り入れても良いのではないか。

提起された意見に対する対応

- ①(基準2)従来の意思決定システムや承認手続きが根付いて一気にDXを図ることは難しいが、優先順位の高いものからDXを図る。
- ②(基準2)評価システムは採用しているものの360度評価にまでは至っていないので、今後は評価者を増やして360度評価に近づけていく。
- ③(基準3)実習終了後に実習先を招いた学生による報告会を開催するなどして、実習先との連携を図るようにする。
- ④(基準4)外部から専門的な講師を招き、学科教員に対して退学者を減少させるセミナーを開催する。
- ⑤(基準4)最終学年にとどまらず、1、2年次から補講を実施する。
- ⑥(基準4)卒業生の就職先における状況等を、オンラインなどによって在校生に伝える機会を設ける。
- ⑦(基準5)オープンキャンパスに際してはもとより、入学後においても学生が目指そうとしている職業の理解を深める機会を設ける。
- ⑧(基準5)非認知能力ベースラインは福岡県歯科衛生士教育連絡協議会において文部科学省の事業として実施されているもので、本校が取り入れるとなると相当の費用を要することからこれに代わるものがないか模索する。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
谷川 陽一	福岡県立小倉商業高等学校(校長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	地域の教育関係者
棟安 正人	北九州市ホテル協議会(会長) 北九州市小倉旅館ホテル組合(副組合長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	地域団体 役員
佐藤 毅	公立大学法人九州歯科大学 歯学部 口腔保健科 歯科衛生士育成ユニット(教授)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	関係団体 役員
大森 弘太郎	九州医療スポーツ専門学校同窓会(会長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	卒業生 同窓会

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.kmsv.jp/publication/>

公表時期: 令和6年6月25日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では平成22年度より学生による授業評価を実施し、その結果を担当教員にフィードバックすることをもって自己点検・自己評価と位置づけてきたが、今後はそれを前述「4. (2) 専修学校における学校評価ガイドライン」に準拠した内容にまで拡大し、そのすべての結果を本校の学校関係者評価委員会に提示する。学校関係者評価委員会から得られた提言に対する本校および学科の見解や対応等については、本校のホームページで企業等の学校関係者に対して情報の提供を行う。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	教育理念、学校の特徴、施設設備、教育目標および授業実施計画、校長名、所在地、連絡先等、その他の諸活動に関する計画
(2) 各学科等の教育	学科紹介、資格取得内容、シラバス、募集要項(選考方法と募集定員)
(3) 教職員	教育情報
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組、実技・実習等の取組、就職支援等の取組
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動
(6) 学生の生活支援	指定寮およびアパート等紹介、学生相談、就学支援
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金制度
(8) 学校の財務	貸借対照表、事業活動収支計算書
(9) 学校評価	自己点検自己評価・学校関係者評価委員会評価
(10) 国際連携の状況	外国の学校等との交流状況
(11) その他	国家試験合格率

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.kmsv.jp/publication/>

公表時期: 令和6年9月4日

授業科目等の概要

(社会福祉専門課程 生涯スポーツトレーナー介護福祉学科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		人間の理解	人間の理解を基礎として尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う学習を行う。	2後	30	2	○			○		○		
2	○		人間関係とコミュニケーションⅠ	対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を確保する。	1前	30	1		○		○		○		
3	○		人間関係とコミュニケーションⅡ	介護の質を高めるために必要なチームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う。	2前	30	1		○		○		○		
4	○		社会と制度の理解Ⅰ	日本の社会保障に焦点を当て、制度の基本的な考え方、仕組みや介護実践に関する諸制度の基礎的な知識を学習する。	2前	30	2	○			○		○		
5	○		社会と制度の理解Ⅱ	日本の社会保障に焦点を当て、制度の基本的な考え方、仕組みや介護実践に関する諸制度の紹介と基礎的な知識を学習する。	2後	30	2	○			○		○		
6	○		地域福祉理論	介護保険制度と障害者自立支援制度が施行された背景や根拠法、仕組みを学び、地域社会における高齢者や障害者の生活を理解する。	1前	30	2	○			○			○	
7	○		保健体育理論Ⅰ・Ⅱ	身体を動かすことを楽しみ、生活に役立つ健康な身体と心を維持増進する適切な健康スポーツを指導できるように子どもから高齢者の特徴について学ぶ。	1通	60	4	○			○	○		○	
8	○		介護の基本Ⅰ	介護福祉の基本となる理念を理解し、「介護を必要とする日と」がその人らしく生活できるように看護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1通	60	4	○			○		○		
9	○		介護の基本Ⅱ	介護を必要とする人の理解と生活を支える仕組み、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、他職種連携、介護従事者の安全に関して介護実践の基盤となる知識を理論的に学ぶ。	2通	60	4	○			○		○		
10	○		介護の基本Ⅲ	介護福祉の基本となる理念や地域を基盤とした生活の継続性を支援するための仕組みを理解し、専門職としての能力と態度を養う学習をする。	2後	60	4	○			○		○		

11	○		コミュニケーション技術 A・B	コミュニケーションの基礎的な知識を基盤に、本人及び家族とのより良い関係性の構築や障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な知識・技術を習得する。	1 後 2 前	60	4		○		○		○					
12	○		生活支援技術 I	自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、生活保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の異議と活用について基礎的な知識と技術を学ぶ。	1 前	60	4		○		○		○					
13	○		生活支援技術 II	自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、生活保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の異議と活用について基礎的な知識と技術を学ぶ。	1 後	60	2		○		○				○	○		
14	○		生活支援技術 III	本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する。見守ることを含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術と知識を習得する。	2 前	60	2		○		○		○					
15	○		生活支援技術 (栄養・調理)	五大栄養素の働きを理解し、介護福祉士が食の支援をするために必要な知識を養う。また、調理の基礎を習得し、高齢者・障がい者が食べやすい料理について学ぶ。	2 後	60	2		○		○		○					
16	○		生活支援技術 (家事の介護)	利用者を主体とした生活の維持、再構築の視点、具体的な方法、家事支援や地域サービスの活用方法を学習する。	2 前	30	1		○		○		○					
17	○		生活支援技術 (生活支援と文化)	生活支援技術の基本的な考え方や支援のあり方を理解し、生活の質を高めその人に寄り添う支援方法を学ぶ。	1 前	30	2		○		○		○		○	○	○	
18	○		介護過程 I	介護過程の意義・目的及び介護過程の展開の一連のプロセスに関する基礎的理解を深め、介護過程を展開できる能力を養う。	2 前	60	4		○		○		○					
19	○		介護過程 II (ケアマネジメント)	介護計画の立案・実施・評価に必要な他職種協働による情報からチームアプローチの必要性について学ぶ。	2 前	30	2		○		○		○					
20	○		介護過程 III (演習)	担当利用者の望む生活の実践を支援するために課題を抽出し、計画立案、目標設定、実施、評価、発表を行う。	2 後	60	4		○		○		○					
21	○		介護総合演習 I	各領域で学ぶ知識と技術の統合、介護実践の科学的探究を通し、専門職としての思考や態度の形成、自己教育力等を養う総合的な学習をする。	1 通	60	4		○		○		○					
22	○		介護総合演習 II	実習施設や事業所について理解を深め、多様な利用者の暮らしの場を理解し、利用者やその家族とのコミュニケーションや他職種協働の実践、介護技術の確認を目的とする。	2 通	60	4		○		○		○					

23	○		介護実習	様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、会議技術の確認、他職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての役割を理解する。	1 通 2 通	450	15				○		○	○		
24	○		障害の理解	障害のある人のライフステージや特性に応じた支援、他職種連携と協働、家族への支援について学ぶ。	1 通 2 通	60	4	○				○	○	○		
25	○		こころとからだのしくみⅠ	人間の心理、人体の構造や機能を理解し、介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理を学習する。	1 通	60	4	○				○		○		
26	○		こころとからだのしくみⅡ	利用者の残存・潜在能力を引き出し、利用者の尊厳の尊重と自立を支援するための適切な介護方法を学ぶ。	2 通	60	4	○				○		○		
27	○		発達と老化の理解	老化に関する心理や身体機能の変化及びその特徴に関する基礎的な知識を習得する。高齢者に多い疾病や老化に伴う機能低下が及ぼす日常生活への影響などを理解し、生活支援技術の根拠となる知識を習得する。	1 通	60	4	○				○		○		
28	○		認知症の理解	認知症の原因となる疾患や症状の特徴を学び、それらによって引き起こされる機能の変化や日常生活への影響について学ぶ。	1 通	60	4	○				○		○		
29	○		医療的ケアⅠ	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるように必要な知識・技術を習得する。	1 後	30	2	○				○		○		
30	○		医療的ケアⅡ (演習)	医療的ケア実施の基礎と喀痰吸引、経管栄養について学び、医療的ケアを安全・適切に実施できるように必要な知識・技術を習得する。	2 前	60	2		○			○		○		
合計						30 科目		100 単位 (単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：全ての授業科目における単位を修得。		1学年の学期区分	2期
履修方法：本校に登校した上で、講義、実技、演習および実習を履修する。		1学期の授業期間	18週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。